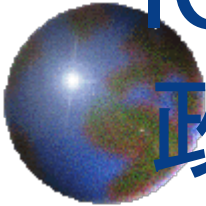
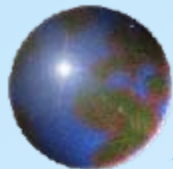


サンフランシスコ



# ICANNサンフランシスコ会合 政府諮問委員会(GAC)報告 (2011年3月12日～17日)

2011年5月10日  
総務省 データ通信課 企画官  
中沢 淳一



## 政府諮問委員会(GAC)の概要(1)

### ● GACの活動

- ICANNの活動に関し、次の事項について政府の立場から検討、ICANN理事会に対して助言

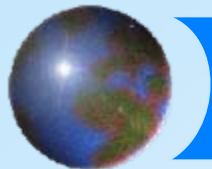
- 公共政策課題に関する事項

- ICANNポリシーと各国国内法、国際協定との間で相互に関係がある事項

- ICANNの理事会はポリシーの制定、採択においてGACの助言をしかるべく考慮しなければならない

### ● GACメンバー構成と参加状況

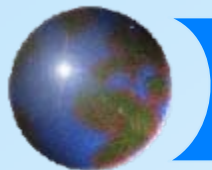
- 現在、109の国・地域の政府及び16国際機関(オブザーバ)で構成
- 今会合には45の国・地域の政府、2国際機関が参加
- 日本からは総務省が代表として参加



## 政府諮問委員会(GAC)の概要(2)

### ● 今会合での主要議題

- (1) 新gTLD(分野別トップレベルドメイン)の導入について
- (2) .xxxについて
- (3) その他

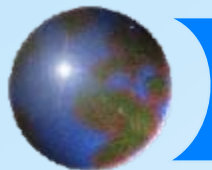


## GAC会合の結果概要(1)

### (1) 新gTLD(分野別トップレベルドメイン)の導入について

#### ●新gTLDを巡る直近の議論の経緯

- 2010年11月、ICANNより「**申請者ガイドブック最終案**」が公表。
- 2010年12月のカルタヘナ会合において、GACより、新gTLDの導入には依然未解決の課題があること等を助言。
- 2011年2月、GACとして、新gTLDの未解決の課題の詳細をまとめた文書(「**GACスコアカード**」)を作成し、理事会に送付。
- 2011.2.28～3.2、**理事会とGACの中間会合**(ブリュッセル)を開催。理事会より暫定的な回答があり、サンフランシスコ会合で引き続き議論することとされた。



## GAC会合の結果概要(2)

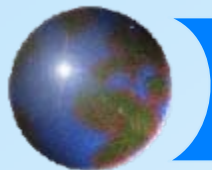
### (1) 新gTLD(分野別トップレベルドメイン)の導入について

- 今会合では、GACからICANN理事会に指摘している新gTLDに関する未解決の課題について引き続き議論するため、**理事会とGACの合同会合**を開催。中間会合(ブリュッセル)後の理事会からの回答に対してGACの見解を改めて説明し、主として、**政府による異議申立て及び文字列レビューの手続き、地理的名称の保護等**について議論。
- GACとしては、今回の議論を踏まえて、GACからの指摘が「申請者ガイドブック」に反映されるよう助言。

#### <理事会決議による今後のスケジュール>

- ICANN理事会(3月18日)において、新gTLDの導入に向けて以下のようなスケジュールが決議された。

2011年4月11日～	申請者ガイドブックにおける大きな変更点のパブコメ募集開始
5月20日	ICANN理事会とGACの電話会議
6月20日	次回ICANN会合初日の理事会による新gTLD開始の決定



## GAC会合の結果概要(3)

### (1) 新gTLD(分野別トップレベルドメイン)の導入について

#### 「理事会によるGACスコアカードへの回答」に対するGACのコメント(2011.4)

##### ● 異議申立て手続き

##### ● 機微に関わる文字列(sensitive strings)のレビュー手続き(申請者に対する早期の注意喚起を含む)

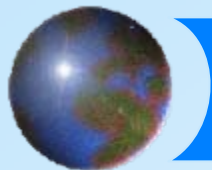
- GACや政府が行う公序良俗の懸念に基づく異議申立て手続きについては、専用の手続きを設けるべき。(1.)
- GACは、数カ国のみ懸念であっても理事会に対して助言を行うことができる(理事会に対する助言はコンセンサスでなければならないとは、BylawsにもGAC内部規則にも書かれていない)。(2.1.1)
- Early warningの期間は、45日ではなく、少なくとも60日間にすべき。Early warningによって申請者が申請を取り下げる場合は、できる限り返金すべき。(2.1.1)
- 宗教・民族・言語・文化等に関わる文字列で問題のあるものは、コミュニティ異議申立て(community objection)が可能とされているが、現行の手続きは、政府の要求条件を満たしていない。特定のコミュニティを表すことが明らかな文字列は、コミュニティの支持を条件とすべき。(2.2.1~2.2.3)
- 理事会は、政府による異議申立て手続きの無料化は予算その他のことで制約を受ける、との見解だが、何ら制約なしで無料とすべき。(2.2.5、8.1.1.1、8.1.4)

##### ● ルートゾーン拡張による影響

- 第1ラウンドによるルートゾーン拡張による影響を評価し、その安定性とセキュリティが示されない限り第2ラウンドは保留する、という理事会の回答を歓迎。(3.1~3.3)
- ルートゾーンのモニタリングやレポートの手法などの詳細をガイドブックに添付すべき。(3.1~3.3)

##### ● 市場と経済への影響

- 申請者は、文字列の使用目的だけでなく、その期待される効果(expected benefits)についても申請時に明記すべき。(4.2)



## GAC会合の結果概要(4)

### (1) 新gTLD(分野別トップレベルドメイン)の導入について

#### ●レジストリ・レジストラ分離

- レジストリが市場支配力を持つ場合はレジストリ・レジストラ間の相互所有を制限すべきというGACコメントを理事会が却下したことに対する説明が不十分。(5.)

#### ●商標権の保護 (※今会合の時点では理事会の質問に回答を送ったところ。会合では具体的議論なし。下記はGACスコアカードでの指摘事項の例)

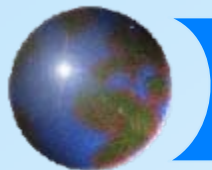
- 商標クリアリングハウス(Trademark Clearinghouse)において、サンライズサービス等の対象とする文字列は、完全一致だけでなく、キーワードを付加したものも含めるべき。(例:kodakonlineshop)(6.1.3)
- URS(Uniform Rapid Suspension)において、申立書の文字数制限を5,000ワードではなく500ワードにする、ドメイン登録者の反論なく裁定が下された後で登録者が反論できる期間を2年ではなく6ヶ月とするなど、紛争解決の簡素化等を図る。(6.2.2、6.2.10.2)
- PDDRP(委任後紛争解決手続き)において、異議申立て者は「明確で説得的な証拠(clear and convincing evidence)によって証明する必要がある」とされているが、「証拠の優越性(preponderance of evidence)」とすべき。(6.3.1) 等

#### ●地理的名称(委任後の紛争を含む)

- 地理的名称に対する異議申立て手続きとして、現行のコミュニティ異議申立て手続きは適切でない。(8.1.1)
  - コミュニティの当事者しか異議申立てができない(中央政府は市町村名に対する異議申立てができないおそれ)。
  - 申請文字列とコミュニティとの強い関係性を説明しなければならない(地名の略語の場合は難しい)。
  - 権利や正当な利益における有形の損害を説明しなければならない(政府が前もって行うことは難しい)。 等
- 国名についてよく使用される異称(例:Holland)も保護されるべき。(8.1.2)
- 支持文書を出す政府のレベル(中央か地方か)は、各国の意向で決められるようにすべき。(8.2.1)
- 政府の支持文書だけでなくレジストリ契約においても、ICANNが法的拘束力のある決定に従うことを確保すべき。(7.1)

#### ●発展途上国のステークホルダーへの機会の提供

- 理事会からの中間会合(ブリュッセル)後の回答では「新gTLD申請者へのサポートに関する合同AC/SO WG(JAS WG)」の結果待ちのため未定(TBD)とのことであったが、途上国の政府等からの申請については異なるコスト構造を採用すべき。(10.6)



## GAC会合の結果概要(5)

### (2) .xxxについて

#### ○ ブリュッセル会合(2010年6月)

- 理事会は、.xxxのレジストリ契約については、過去のGAC助言と整合しているかどうか判断し、整合していない場合はBylawsに従ってGACに照会した上で契約を承認するかどうか決定すると決議。

#### ○ 理事会(2010年10月)

- 理事会は、.xxxのレジストリ契約案は過去のGAC助言と整合していない可能性があるとして判断し、GACに照会を行った。

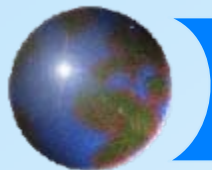
#### ○ カルタヘナ会合(2010年12月)

- GACは、理事会からの照会はBylawsで求められている照会手続きに当たらないとの見解。(Bylawsでは、理事会がGAC助言と整合しない行動をとるとした場合は、GACに照会を行うべきと規定。)

#### ○ サンフランシスコ会合(2011年3月)

- GACから理事会に対し、.xxxを積極的に支持する国はないこと、賛成も反対もしない国がある一方で、断固反対する国もあることを示した。また、これまでの理事会からの情報は、.xxxがスポンサ基準を満たしているのかのGACの懸念に答えていない等の見解を示した。
- 理事会とGACとの間で、Bylawsに基づく正式照会の会合を開催したが(3月17日)、特に議論に進展はなかった。理事会は、相互に受入れ可能な解決策(mutually acceptable solution)に至らなかったと判断し、Bylawsに基づき、GAC助言に従わない理由の説明を示した上で、3月18日に.xxxのレジストリ契約案の実施を承認した。





## GAC会合の結果概要(6)

### (3) その他

#### ● GAC議長・副議長の体制

GAC副議長(定員3名)のうち1名が選出され(残る2名は前回会合で選出)、いずれも今会合の終了後、交代となった。これによりGAC議長・副議長は以下のとおりとなる。

- 議長(任期2年)

Heather Dryden 氏 (カナダ)

- 副議長(任期1年)

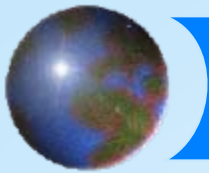
Alice Munyua 氏 (ケニア)

Maria Hall 氏 (スウェーデン)

Choon-Sai Lim 氏 (シンガポール) ※今会合で選出

#### ● GACの役割等の議論

- ICANN説明責任・透明性レビューチーム(ATRT)による勧告(2010年12月)において、GACの役割と理事会との連携の強化(手続きやリエゾンの役割の明確化等)の具体策について、3月までに取りまとめることとされていた。
- 今回、そのための理事会・GAC合同ワーキンググループ(JWG)は開催できなかったため、次回会合に延期された。



## 【参考】ATRT最終勧告における主なGAC関連部分の概要

### ～GACの役割と効果及び理事会との連携～

※JWG:理事会とGACの合同ワーキンググループ

- 理事会は、**GACの「助言(advice)」**が何によって構成されるのかを明確化すべき(JWGを通じて、2011年3月までに)。
- 理事会は、**GACに助言を求めるためのより公式なプロセス**を確立すべき(JWGを通じて、2011年3月までに)。この確立において、ICANNは、GACへの要求、GACからの助言、その検討や回答を文書化するオンラインツールやデータベースを開発すべき。
- **理事会とGACは、GAC助言がよりタイムリーに提供され、検討されるように協力すべき。理事会がGAC助言に回答するためのより公式なプロセス**を確立すべき(JWGを通じて、2011年3月までに)。

(このプロセスで、いつどのように、GAC助言への同意/不同意を通知したり、不同意の場合にGACに提供する詳細事項を特定するかを設定。GACが年3回しか会合をもたないことも考慮。)

- 理事会は、**GACがポリシー開発に早期に関与できるためのプロセス**を開発、実施すべき。
- 理事会とGACは、ICANNのポリシー課題についての**GACへの十分な情報提供**や、**GACの懸念に対するICANNスタッフの認識向上**のための行動を開発、実施すべき。

(例えば、ICANNスタッフのGACへのサポートの役割の創設・見直し、理事会・GAC合同会合の頻度を上げるメリットについての検討)

- 理事会は、**GACへの政府のサポートとコミットメントのレベルを高めるように努力**すべき。

(GACのメンバー国・機関への参加奨励、多言語アクセスに配慮した途上国の関与向上への注力)